

後期高齢者医療制度保険料

1年間の保険料の額は、均等割額と所得割額の合計額です。

問 保険年金課 ☎ 5084、総合支所市民福祉課、支所

平成26年度 後期高齢者医療制度保険料

後期高齢者医療保険料(年額) = 均等割額 + 所得割額

平成26年度 1人当たり保険料 (上限額 = 57万円)	=	均等割額 50,431円	+	$\frac{\text{前年所得}^{\ast} - \text{基礎控除 } 33\text{万円}}{\text{所得割率 } 10.17\%}$
------------------------------------	---	-----------------	---	---

※前年所得 = 平成25年1月から12月までの所得

保険料の軽減制度があります

老齢年金を受給中の人や、所得の申告などにより、所得が分かっている人は、自動的に軽減を行います。

●均等割額の軽減

平成25年中の世帯主と世帯の被保険者の所得の合計に応じて、均等割額が軽減されます

世帯の平成25年中の所得の合計		軽減割合
33万円以下	被保険者全員が、 年金収入80万円以下 (その他の所得がない)	9割
	上記以外	8.5割
33万円 + (24.5万円 × 被保険者数) 以下		5割
33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下		2割

○平成26年1月1日に65歳以上の人で公的年金所得があるときは、軽減判定の際に15万円を限度として控除があります。

●所得割額の軽減

保険料の計算のもととなる所得金額
(前年所得 - 33万円) が 58万円以下の人

所得割額	5割軽減
------	------

●会社などの健康保険の扶養家族だった人

均等割額	9割軽減
所得割額	負担なし

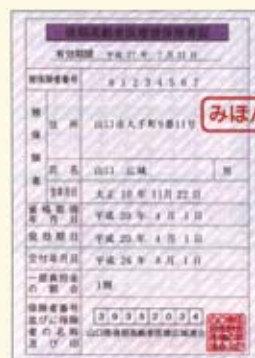
保険料は7月中旬に通知します

平成26年度の保険料の金額や納付方法は、7月中旬にお知らせします。

💡保険証を7月中旬に送付します

8月の更新の前に、新しい後期高齢者医療被保険者証を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

有効期限を過ぎた古い保険証は、各自で処分してください。



点字シールを希望する人は

保険証を送付するときに、必要な人には点字シール(封筒に「保険証在中」、保険証に「保険証」と点字印刷したもの)を貼り、送付することができます。

希望する人は、6月27日(金)までに保険年金課へ連絡してください。

なお、すでに点字シールを貼った保険証を渡している人には、引き続き点字シールを貼って送付しますので、改めて連絡する必要はありません。